

**(仮称) 江東区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例(素案)への
意見募集の結果について**

1 実施の目的

住宅宿泊事業(民泊)の運営に関する条例(素案)について、区民から意見を募集する。

2 実施の期間

平成29年12月21日(木)～平成30年1月11日(木)

3 周知方法

- ・区報(平成29年12月21日号)
- ・ホームページ
- ・生活衛生課の窓口
- ・こうとう情報ステーション、各保健相談所、豊洲特別出張所、各出張所に
閲覧用資料を配置

4 意見の提出方法

郵送、ファックス、メール、生活衛生課窓口への提出

5 意見の提出人数 10人

表1 提出方法の内訳

提出方法	人数	割合
郵送	1	10.0%
ファックス	1	10.0%
メール	8	80.0%
計	10	100.0%

6 意見の提出件数 24件

表2 意見の内訳

分類	件数	割合
住宅宿泊事業法全般	2	8.3%
住宅宿泊事業の実施の制限	6	25.0%
事業者等の責務	6	25.0%
事業者等への義務付け	6	25.0%
届出住宅の縦覧	2	8.3%
意見募集の実施の方法	2	8.3%
計	24	100.0%

7 その他

各意見と区の考え方については、別添「意見募集結果内容」のとおり。